



埼玉県報

第 2 3 3 2 号
平成23年10月21日
金 曜 日

目 次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [市町村の区域を分けて開票区を設置する告示の一部改正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

埼玉県議会平成二十三年九月定例会において議決された平成二十三年度埼玉県一般会計補正予算(第二号)、平成二十三年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十三年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第二号)及び平成二十三年度埼玉県一般会計補正予算(第三号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成23年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成23年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,532,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,702,280,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		201,300,000	4,097,386	205,397,386
	1 地方交付税	201,300,000	4,097,386	205,397,386
7 分担金及び負担金		4,398,671	415,506	4,814,177
	2 負担金	4,245,326	415,506	4,660,832
9 国庫支出金		157,178,893	1,422,821	158,601,714
	1 国庫負担金	112,806,570	30,000	112,836,570
	2 国庫補助金	41,688,743	1,268,891	42,957,634
	3 委託金	2,683,580	123,930	2,807,510
12 繰入金		136,603,775	688,622	137,292,397
	2 基金繰入金	130,810,700	688,622	131,499,322
13 繰越金		500,000	182,016	682,016
	1 繰越金	500,000	182,016	682,016
15 県債		300,858,000	726,000	301,584,000
	1 県債	300,858,000	726,000	301,584,000
歳入	合計	1,694,748,431	7,532,351	1,702,280,782

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		101,397,021	4,517,477	105,914,498
	4 環境費	12,132,472	290,892	12,423,364
	8 防災費	4,071,200	4,226,585	8,297,785
3 民生費		275,923,281	1,042,863	276,966,144
	2 児童福祉費	55,252,843	635,695	55,888,538
	4 災害救助費	1,332,686	407,168	1,739,854
6 農林水産業費		24,891,753	59,781	24,951,534
	4 林業費	4,720,233	42,344	4,762,577
	5 農地費	9,431,765	17,437	9,449,202
8 土木費		122,817,179	1,430,083	124,247,262
	2 道路橋りょう費	48,933,032	1,419,500	50,352,532
	3 河川費	31,529,261	10,583	31,539,844
9 警察費		143,134,972	194,388	143,329,360
	2 警察活動費	12,378,488	194,388	12,572,876
11 災害復旧費		445,437	287,759	733,196
	1 民生施設災害復旧費		122,759	122,759

款	項	補正前の額	補正額	計	
	3 土木施設災害復旧費	46,499	165,000	211,499	
歳	出	合計	1,694,748,431	7,532,351	1,702,280,782

第11款災害復旧費中第4項県庁舎等施設災害復旧費を第5項とし、第1項農林水産施設災害復旧費から第3項教育施設災害復旧費までを1項ずつ繰り下げ、第1項として民生施設災害復旧費を加える。

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災者生活再建支援基金出資金	129,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生施設災害復旧事業	42,000	同 上	同 上	同 上

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	825,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。たゞ、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	812,000			(補正前に同じ。)
農業基盤整備事業	796,000	同	上	同	809,000		上	(同 上)
県単独道路建設事業	13,655,000	同	上	同	13,388,000		上	(同 上)

道路事業	5,572,000	同	上	同	上	同	上	6,259,000	(同	上)
交通安全施設整備事業	1,402,000	同	上	同	上	同	上	1,499,000	(同	上)
土木施設災害復旧事業	7,000	同	上	同	上	同	上	45,000	(同	上)

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追 加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	平成24年度から 平成28年度まで	各年度における事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額の合計額

平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 事業費	43,259,931	41,629	43,301,560
第1項 営業費用	35,454,410	43,710	35,498,120
第2項 営業外費用	7,765,520	△ 2,081	7,763,439

第111号議案

平成23年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成23年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,702,405,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		158,601,714	83,601	158,685,315
	2 国庫補助金	42,957,634	83,601	43,041,235
13 繰越金		682,016	699	682,715
	1 繰越金	682,016	699	682,715
15 県債		301,584,000	40,000	301,624,000
	1 県債	301,584,000	40,000	301,624,000
歳入合計		1,702,280,782	124,300	1,702,405,082

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		24,951,534	17,000	24,968,534
	4 林業費	4,762,577	17,000	4,779,577
11 災害復旧費		733,196	107,300	840,496
	2 農林水産施設災害復旧費	260,310	2,100	262,410
	3 土木施設災害復旧費	211,499	105,200	316,699
歳出	合計	1,702,280,782	124,300	1,702,405,082

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地すべり防止事業	84,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	89,000			(補正前に同じ。)
土木施設災害復旧事業	45,000	同	上	同	80,000			(同 上)

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シンバ
- 三 代表者の氏名
芹沢 悦子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市上青木西一丁目十八番二十一ー四〇三号コーポ西川口
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本を含む地球に住む子ども・青年・大人の自立支援や交流活動を通してネットワークを構築し、個々人が自分らしい人生を送り社会に還元すること、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゴールドルーツスポーツクラブ

三 代表者の氏名

金井 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町大字五明七百二十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の幼児から中高齢者の全ての人に対し、スポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツの振興並びに普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事を目的とする。

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須駅店舗ビル

埼玉県加須市中央一丁目二百七十二 二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

消費者対応及び周辺地域からの要望等について

営業形態変更に伴う問題等が生じたとき、または、周辺在住の市民から要望や苦情があったときには、専門の窓口において誠意をもって速やかな対応をお願いしたい。

生活環境保持について

駐車場を整備する場合は、看板を設置してアイドリングストップを周知徹底させること。

交通安全対策について

駐輪場の標示について、看板、路面標示等により分かりやすくすること。

店舗前に、駐輪場の場所が分かるように、案内標示をすること。

二 縦覧期間

平成二十三年十月二十一日から平成二十三年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月六日

指令川建セ第二二〇一一八二号

二 検査済証番号

平成二十三年十月十七日

川建セ第二三〇〇五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七〇三番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区広尾二 八 一 一〇四

長島 幸一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月六日

指令川建セ第二二〇一一九二号

二 検査済証番号

平成二十三年十月十七日

川建セ第二三〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七〇三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井三 四〇 一 四一四

栗原 秀喜

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月二十四日

指令川建セ第二三〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月十七日

川建セ第二三〇〇五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字大木五〇九番一、五一〇番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑六三七番地一

藤井 知宏

告 示

埼玉県選管告示第四百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された石井けんすけと飯能を創る会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年七月二十五日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十月十九日付け埼玉県選管告示第六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
百九十四	右	二十	
誤	(1) 収入総額		3,000,000 円
正	(1) 収入総額		3,200,000 円
			一一二
誤	イ 本年収入額		3,000,000 円
正	イ 本年収入額		3,200,000 円
百九十五	左	一行目の後に次の一行を加える。	
	b 政治団体からの寄附		200,000 円
		一一	
誤	合計		3,000,000 円
正	合計		3,200,000 円

六行目の後に次の三行を加える。

イ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
民主党埼玉県総支部連合会	200,000 円	さいたま市

告 示

埼玉県選管告示第四百四十四号

昭和五十三年埼玉県選管告示第八十二号（市町村の区域を分けて開票区を設置）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

表のうち、川口市の部第一開票区の項中「榛松一丁目から三丁目まで」の下に「、坂下町一丁目から四丁目まで、桜町一丁目から六丁目まで、大字里、大字辻、鳩ヶ谷本町一丁目から四丁目まで、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町一丁目及び二丁目、南鳩ヶ谷一丁目から八丁目まで、八幡木一丁目から三丁目まで、三ツ和一丁目から三丁目まで」を加える。

